

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例

〔平成 20 年 2 月 15 日〕
大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 1 号

(設置)

第 1 条 後期高齢者医療に係る財政の健全な運営を図るため、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算において定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、保険料で充てるべき後期高齢者医療給付等に要する費用の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。